

令和5年(厚)第55号

令和6年1月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分の取消し、及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金(以下、単に「遺族厚生年金」という。)の支給を求めることである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 厚年法第42条の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であったAは、令和○年○月○日に死亡し、請求人は、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「死亡者と戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化していたと判断することができないため。」との理由により、厚年法第59条1項に規定する遺族厚生年金を受けることができる配偶者と認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場

合、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに對しては、遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項第4号、第59条)。

そして、上記の配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「内縁関係」という。)にある者を含み(厚年法第3条第2項)、死亡者によって生計を維持した配偶者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法施行令第3条の10、「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知(以下「本件通知」という。))。

2 また、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係がある場合(以下「重婚的内縁関係」という。)には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち事実上の離婚状態にある場合は、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たると解されている(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270頁参照)。

3 本件の問題点は、請求人と重婚的内縁関係にあったAの死亡当時、Aと戸籍上の配偶者との婚姻関係がその実体を失って形骸化したものになっていたと認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 (略)

2 本件問題点の検討

- (1) Aと戸籍上の配偶者は、昭和○年○月○日に婚姻し、Aの死亡時まで戸籍上の婚姻関係が継続していたことは上記1(1)のとおりであるが、このAと戸籍上の配偶者との婚姻関係がその実態を失って形骸化していたと認められるかどうかについて検討する。

上記1で認定した事実によれば、Aと戸籍上の配偶者とは平成○年から別居し、Aが亡くなった令和○年○月までその別居が続いていたこと、Aは、遅くとも平成○年頃から○○市○○区○○の居宅において請求人と同居し、通常の夫婦と同様の生活を営んでいたこと、請求人は、Aが入院治療をしていた際に、その日常生活、入院生活をサポートしていたこと、Aが残した本件公正証書や手紙等の内容から明らかとなり、Aは、戸籍上の配偶者との間で別居を解消し、夫婦関係を元に戻す意思は全くなかったこと、Aの死亡後に、請求人との間で葬儀費用等についてのやり取りをしていたC（Aと戸籍上の配偶者との長男）においては、請求人がAの遺族厚生年金の請求手続をすることについて異議はなかったこと、Aの葬儀は戸籍上の配偶者が喪主となって執り行われたが、その葬儀費用は請求人が支払ったこと等の事情が認められる。

これに対し、Aが戸籍上の配偶者に対して共同生活の観点から経済的な支援をしていた事実を認めるに足る資料はなく（前記1(3)の回答書の記載内容、同1(4)の追加確認回答書の記載内容によっても、上記事実を認めることはできない。Aが、その所有名義となっている不動産の固定資産税や車両の自動車税等を負担していたとしても、これが戸籍上の配偶者との共同生活のための負担であったと認めることもできない。）、また、Aが入院するなどしていた際に、戸籍上の配偶者がAをサ

ポートしたり見舞ったりした事実についても、これを認めるに足る資料はない。

以上の諸事情によれば、Aが死亡した時点において、Aと戸籍上の配偶者との婚姻関係は、その実態を失って形骸化していたものということができ、また、そのような状態は既に固定化しており、近い将来解消される見込みもないとみられるから、Aと戸籍上の配偶者は事実上の離婚状態にあったものというべきである。

- 3 上記の認定及び判断によれば、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取消しを免れない。保険者は、請求人に対する遺族厚生年金の支給について、その余の要件の有無を検討すべきである。以上の理由により、主文のとおり裁決する。